⑰　以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。
①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑱　共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、⑴から⑰をすべて満たす者で構成され、かつ、次の①及び②により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、３者以内とする。
①　各構成員の出資比率は２者で構成される場合にあっては、30％以上、３者で構成される場合にあっては、20％以上であること。
②　代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が最大であること。

⑲　共同企業体としての資格の認定申請等
①　認定申請　本工事の競争入札に参加を希望する共同企業体は、下記４⑵の申請書及び資料の提出に先立ち、当機構指定様式による「共同請負入札参加資格審査申請書」及び「特定建設工事共同企業体協定書」等を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。（資料提出期限日の１週間前までに提出すること。）
なお、下記４⑵の提出期間内に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。
②　認定資格の有効期限　認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

３　総合評価に関する事項
⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する「企業の技術力」、「予定配置技術者」及び「施工計画」の評価項目、評価基準及び得点配分に基づき評価する。
⑵　総合評価の方法　上記⑴の「入札の評価に関する基準」に示す評価項目の提案が適切又は標準的なものには標準点100点を与え、さらに良好な提案等に上記⑴により加算点（最大40点）を与える。
⑶　落札者の決定方法　入札参加者は「入札価格」、「企業の技術力」、「予定配置技術者」及び「施工計画」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記⑵によって得られる標準点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
⑷　履行状況から、受注者の責により採用提案が実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大20点を減ずるものとする。
⑸　当機構が評価した「施工計画」に関する提案は、契約内容の一部となるものであり、工事契約時において工事請負契約書及び契約図書とは別に、内容、履行確認、不履行の場合の措置等について、当機構と工事受注者間で施工計画・技術提案の履行に係る覚書を交換するものとする。

４　入札手続等
⑴　設計図面及び現場説明書等の交付方法、期間及び場所
①　交付方法　設計図面及び現場説明書等の交付を希望する場合は、機構ＨＰ掲載の入札公告別添のＦＡＸ専用の交付申込書により交付方法を次のイ又はロから選択し、以下の期間に申し込むこと。
イ　設計図面・現場説明書のＰＤＦデータをＣＤに収録し無償交付
ロ　設計図面を機構内コピーセンターで有償印刷、現場説明書はＰＤＦデータをＣＤに収録し無償交付
②　交付期間
イ　交付期間　令和３年３月29日（月）から令和３年４月22日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時まで。（ただし、正午から午後１時の間は除く。）
ロ　申込み先　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部コピーセンター受託業者「株式会社ときわコピー」ＦＡＸ03―5323―4785（この番号は、総務部首都圏入札課のＦＡＸ番号）
ハ　問合せ先　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部首都圏入札課　電話03―5323―2425
⑵　申請書及び資料の提出方法、期間及び場所
①　申請書の提出方法、期間及び場所
イ　提出方法　申請書は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、本部長の承諾を得て紙入札方式による場合は、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
ロ　提出期間　令和３年３月30日（火）から令和３年４月22日（木）までの土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時まで。（ただし、正午から午後１時の間は除く。）
ハ　提出場所　電子入札システムによる場合は、電子入札システムで申請の上、次に写しを提出する。紙入札による場合は、原本を次に提出する。〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー17階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　技術監理部工務課　電話03―5323―2437
②　資料の提出方法、期間及び場所
イ　提出方法　資料は、予め提出日時を３営業日前までに上記⑵①ハの提出場所に電話連絡のうえ、内容を説明できる者が持参することとし郵送又は電送によるものは受け付けない。（電子入札システムによる場合も持参するものとする。）
ロ　提出期間　上記⑵①ロと同じ。
ハ　提出場所　上記⑵①ハと同じ。
⑶　入札書の提出日時、開札日時及び場所
①　入札の受付日時及び入札書の提出方法
イ　受付日時　令和３年６月17日（木）午前10時から正午まで
ロ　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、本部長の承諾を得た場合は、総務部首都圏入札課に持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
②　開札の日時及び場所
イ　開札日時　令和３年６月18日（金）午前10時00分（予定）
ロ　開札場所　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　入札室

５　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　免除
②　契約保証金　請負代金額の10分の３以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　工事請負契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は現場説明書による。